障障発0330第５号
平成24年３月30日

都道府県
各　指定都市　障害福祉主管部（局）長　殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長

福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

今般、平成24年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員の処遇改善の取組として、平成23年度まで実施していた「福祉・介護人材の処遇改善事業」における助成金の相当分を障害福祉サービス等報酬に円滑に移行するために、福祉・介護職員処遇改善加算を創設し、また、介護保険サービスと比べた障害福祉サービス等の特性を踏まえ、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、福祉・介護職員処遇改善特別加算の創設を行ったところである。

福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定については「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）、「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第543号）、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第122号）、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第123号）、「厚生労働大臣が定める児童等」（平成24年厚生労働省告示第270号）において示しているところであるが、今般、基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例を下記のとおりお示しするので、ご了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

第１　福祉・介護職員処遇改善加算

１．基本的考え方

福祉・介護職員処遇改善加算（以下「加算」という。）は、平成２３年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該助成金を円滑に障害福祉サービス等報酬に移行し、当該助成金の対象であった障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたものである。

このため、当該助成金の交付を受けていた障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、障害児通所支援事業者又は障害児入所施設（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）は、原則として当該助成金による賃金改善の水準を維持することが求められる。

なお、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援は算定対象外とする。

２．対象となる職種

対象職種は、次のいずれかの職種とする。

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員

注　各障害福祉サービス等の指定基準において置くべきこととされている従業者の職種に限らず、対象職種に該当する従業者は対象となること。

３．加算の仕組みと賃金改善等の実施

（１）加算の仕組み

加算は、サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた１月あたりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定することとする。

サービス別加算率については、別紙１を参照のこと。

（２）賃金改善等の実施等

①　加算の算定額に相当する賃金改善の実施

障害福祉サービス事業者等は、加算の算定額に相当する福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。

賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。

なお、賞与等において、経常利益等の業績に連動して支払額が変動する部分が業績に応じて変動することを妨げるものではないが、本加

算に係る賃金改善は、こうした変動と明確に区分されている必要がある。

② 福祉・介護職員処遇改善計画書の作成

ⅰ）福祉・介護職員処遇改善計画書の記載事項

加算を算定しようとする障害福祉サービス事業者等は、「厚生労働大臣が定める基準」（以下「障害者における算定基準」という。）第二号イ（２）又は「厚生労働大臣が定める児童等」（以下「障害児における算定基準」という。）第二号イ（２）に定める福祉・介護職員処遇改善計画書を、次の各号に掲げる記載事項について、別紙様式２により作成し、別紙様式３により都道府県知事等（障害福祉サービス事業所等の指定権者が都道府県知事である場合は、都道府県知事とし、障害福祉サービス事業所等の指定権者（基準該当サービスの登録先を含む。以下同じ。）が市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）である場合は、市町村長とする。以下同じ。）に届け出ること。

一　加算の見込額　４により算定された額

二　賃金改善の見込額　各障害福祉サービス事業者等において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）の総額であって、一の額を上回る額

三　賃金改善を行う賃金項目 増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与又は一時金等）等を記載する。

四　賃金改善実施期間 原則４月（年度の途中で加算の算定を受ける場合、当該加算を受けた月）から翌年の３月まで

五　賃金改善を行う方法 賃金改善の実施時期や一人当たりの賃金改善見込額を、可能な限り具体的に記載すること。

ⅱ）必要書類の添付

加算を算定しようとする障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員処遇改善計画書に併せて、労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。以下同じ。）及び労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書

等）（以下「計画書添付書類」という。）を添付し、都道府県知事等に届け出ること。なお、都道府県知事等は、加算を算定しようとする障害福祉サービス事業者等が、前年度に加算を算定している場合であって、既に提出された計画書添付書類に関する事項に変更がない場合は、その提出を省略させることができる。

③　キャリアパス要件等届出書の作成

障害者における算定基準第二号イ（７）又は障害児における算定基準第二号イ（７）（以下「キャリアパス要件」という。）及び障害者における算定基準第二号イ（８）又は障害児における算定基準第二号イ（８）（以下「定量的要件」）（以下「キャリアパス要件等」という。）については、次に掲げる基準の適合状況に応じた５の所定の率を加算額に乗じるものとする。

キャリアパス要件等については、別紙様式６のキャリアパス要件等届出書を都道府県知事等に提出していることをもって要件に適合したものとする。

なお、都道府県知事等は、加算を算定しようとする障害福祉サービス事業者等が、過年度にキャリアパス要件等届出書の提出をしている場合において、当該届出書の内容に変更がないときは、その提出を省略させることができる。

（キャリアパス要件）

次の一又は二に適合すること。

一　次に掲げる要件の全てに適合すること。

ア　福祉・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

イ　アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。

ウ　ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

二　次に掲げる要件の全てに適合すること。

ア　福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa）又はb）に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確

保していること。

a) 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT 等）するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと。

b) 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

イ　アについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

（定量的要件）

平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容及び当該改善に要した費用の概算額を全ての福祉・介護職員に周知していること。

④　複数の障害福祉サービス事業所等を有する障害福祉サービス事業者等の特例

福祉・介護職員処遇改善計画書は、障害福祉サービス事業所等を複数有する障害福祉サービス事業者等（法人である場合に限る。）である場合や障害福祉サービス事業所等ごとの届出が実態に鑑み適当でない場合、当該障害福祉サービス事業者等が一括して作成することができる。また、同一の就業規則により運営されている場合に、地域ごとや障害福祉サービス等ごとに作成することができる。都道府県等（障害福祉サービス事業所等の指定権者が都道府県知事である場合は、都道府県、市町村長である場合は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）。以下同じ。）の圏域を越えて所在する障害福祉サービス事業所等を複数有する障害福祉サービス事業者等（法人である場合に限る。）についても同様とする。なお、この場合、添付書類１、添付書類２及び添付書類３を添付して、都道府県知事等に届け出なければならない。また、福祉・介護職員の賃金改善に係る経費については、当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含むものとする。

なお、複数の障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、当該計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等の一覧表を作成し、当該計画書に添付しなければならない。

⑤　その他

加算の目的や、算定基準イ（５）を踏まえ、労働基準法等を遵守すること。

４．加算の見込み額の計算

福祉・介護職員処遇改善計画書における加算の算定額の見込み額は、次の計算による。

障害福祉サービス等報酬総単位数×サービス別加算率（別紙１）（一単位未満の端数四捨五入）×一単位の単価（一円未満の端数切り捨て）

障害福祉サービス等報酬総単位数は、サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた１月あたりの総単位数とし、算定を受ける年度における障害福祉サービス等の提供に係る見込みにより算出する。この場合、過去の実績や事業計画等を勘案し、事業の実態に沿った見込み数を用いること。

また、加算の見込み額は、各サービス別に都道府県等ごとに作成するものとし、複数の障害福祉サービス等を提供する障害福祉サービス事業所等において、福祉・介護職員処遇改善計画書を一括作成する場合の加算の見込額の計算については、別紙１に定めるサービス区分ごとに行い、それぞれのサービスごとに算出された単位（１単位未満の端数切り捨て）を合算すること。

なお、上記は計画を作成する際の加算の見込の算定方法であり、実際の障害福祉サービス等報酬総額は、次の計算による。

（障害福祉サービス等報酬総単位数＋福祉・介護職員処遇改善加算の単位数）×一単位の単価（一円未満の端数切り捨て）

５．加算の単位数

年度内に支払われる加算の単位数は、障害福祉サービス等報酬総単位数に、別紙１のサービス区分及び次の各号のキャリアパス要件等の適合状況ごとに定める率を乗じて得た額（１単位未満の端数四捨五入）とする。

一　算定基準イ（７）又は（８）のいずれか一方に適合する場合　90/100

二　算定基準イ（７）又は（８）のいずれにも適合しない場合　80/100

６．加算の停止

都道府県知事等は、加算を算定する障害福祉サービス事業者等が次の各号に該当する場合は、既に支給された加算の一部若しくは全部を不正受給として返還させること又は加算を取り消すことができる。

なお、複数の障害福祉サービス事業所等を有する障害福祉サービス事業所等（法人である場合に限る。）であって一括して福祉・介護職員処遇改善計画を作成している場合、当該障害福祉サービス事業所等の指定権者間において協議し、必要に応じて監査等を連携して実施する。指定権者間の協議に当たっては、都道府県が調整をすることが望ましい。

一 算定要件を満たさなくなった場合

二 虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合

７．都道府県知事等への届出

加算の算定を受けようとする障害福祉サービス事業者等は、算定を受ける年度の前年度の２月末日までに、障害福祉サービス事業所等ごとに、当該障害福祉サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出するものとする。

ただし、福祉・介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、一括して都道府県知事等に届け出ることができる。

また、年度の途中で加算の算定を受けようとする障害福祉サービス事業者等は、算定を受けようとする月の前々月の末日までに、都道府県知事等に提出するものとする。

８．平成24年度当初の特例

平成24年度については、福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金の平成24年度支給分に係る承認を受けている障害福祉サービス事業所等は、当該承認をもって、加算の算定要件を満たしたものとみなし、当該加算を支給することとする。この場合、各障害福祉サービス事業者等は、平成24年５月末までに、福祉・介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を都道府県知事等に提出すること。

なお、福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金の承認を受けていない障害福祉サービス事業所等（新たに都道府県知事等の指定を受ける障害福祉サービス事業所等を含む。）の障害福祉サービス事業者等については、加算の算定を受けようとする月の前々月の末日までに福祉・介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を都道府県知事等に提出すること。なお、当該事業所等であって、平成24年４月から算定を受ける場合は、平成24年４月末までに福祉・介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を都道府県知事等に提出すること。

９．都道府県知事等への変更の届出

障害福祉サービス事業者等は、加算を算定する際に提出した届出書、福祉

・介護職員処遇改善計画書、計画書添付書類並びにキャリアパス要件等届出書に変更（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、次の各号に定める事項を記載した変更の届出を行う。

一　会社法による吸収合併、新設合併等による福祉・介護職員処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容

二　別紙様式４により申請を行う事業者において、当該申請に関係する障害福祉サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による）があった場合は当該事業所等の障害福祉サービス等事業所番号、事業所等名称、サービス種別

三　就業規則を改正（福祉・介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改正の概要

四　キャリアパス要件等に関する適合状況に変更（キャリアパス要件等の適合状況ごとに定める率が変動する場合又は３（２）③一又は二の要件間の変更に限る。）があった場合は、キャリアパス要件等届出書の内容

10. 賃金改善の実績報告

障害福祉サービス事業者等は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して、以下の事項を含めた別紙様式５の福祉・介護職員処遇改善実績報告書を提出し、５年間保存することとする。

一　加算の総額

二　賃金改善実施期間

三　第二号の期間における次の事項

ア　福祉・介護職員常勤換算数の総数

イ　福祉・介護職員に支給した賃金総額

ウ　福祉・介護職員一人当たり賃金月額

四　実施した賃金改善の方法

「基本給を福祉・介護職員平均で〇〇円改善した」など、具体的に記載すること。

五　第四号の実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）

六　福祉・介護職員一人当たり賃金改善額（月額平均）

第五号の額を第三号アの数で除して得た額（一円未満切り捨て）を記載する。

第２　福祉・介護職員処遇改善特別加算

１．基本的考え方

福祉・介護職員処遇改善特別加算（以下「特別加算」という。）は、介護保険サービスと比べた障害福祉サービス等の特性を踏まえ、福祉・介護職員処遇改善加算の要件を緩和した一定額の加算であり、福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金の対象とされない障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めることを目的として創設されたものである。

このため、特別加算は基本的には平成23年度において福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金の交付を受けていなかった障害福祉サービス事業者等を対象とするものであるが、助成金の交付を受けていた障害福祉サービス事業者等についても、原則として当該助成金による賃金改善の水準を維持した上で特別加算を算定することは差し支えない。

なお、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援は算定対象外とする。

また、特別加算は福祉・介護職員処遇改善加算とのいずれかを選択するものとし、併算定することはできない。

２．対象となる職種

特別加算は、次のいずれかの職種を中心として従業者の処遇改善が図られていれば加算の対象となるものであり、加算額の一部を事務職や医療職等の福祉・介護職以外の従業者の賃金改善に充てることも差し支えない。

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員

注　各障害福祉サービス等の指定基準において置くべきこととされている従業者の職種に限らず、対象職種に該当する従業者は対象となること。

３．特別加算の仕組みと賃金改善等の実施

（１）特別加算の仕組み

特別加算は、サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた１月あたりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定することとする。

サービス別加算率については、別紙１を参照のこと。

（２）賃金改善等の実施等

①　特別加算の算定額に相当する賃金改善の実施

障害福祉サービス事業者等は、特別加算の算定額に相当する福祉・介護

職員等の賃金（退職手当を除く。）の改善を実施しなければならない。

賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。

なお、賞与等において、経常利益等の業績に連動して支払額が変動する部分が業績に応じて変動することを妨げるものではないが、本加算に係る賃金改善は、こうした変動と明確に区分されている必要がある。

② 福祉・介護職員処遇改善計画書の作成

ⅰ）福祉・介護職員処遇改善計画書の記載事項

特別加算を算定しようとする障害福祉サービス事業者等は、算定基準に定める福祉・介護職員処遇改善計画書を、次の各号に掲げる記載事項について、別紙様式２により作成し、別紙様式３により都道府県知事等に届け出ること。

一　特別加算の見込額　６において準用される「第１　福祉・介護職員処遇改善加算」の「４．加算の見込み額の計算」により算定された額

二　賃金改善の見込額　各障害福祉サービス事業者等において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）の総額であって、一の額を上回る額

三　賃金改善を行う賃金項目 増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与又は一時金等）等を記載する。

四　賃金改善実施期間 原則４月（年度の途中で特別加算の算定を受ける場合、当該加算を受けた月）から翌年の３月まで

五　賃金改善を行う方法 賃金改善の実施時期や一人当たりの賃金改善見込額を、可能な限り具体的に記載すること。

ⅱ）必要書類の添付

特別加算を算定しようとする障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員処遇改善計画書に併せて、計画書添付書類を添付し、都道府県知事等に届け出ること。なお、都道府県知事等は、特別加算を算定しようとする障害福祉サービス事業者等が、前年度に当該加算を算定している場合であって、既に提出された計画書添付書類に関する事項に変更がない場合は、その提出を省略させることができる。

③ 複数の障害福祉サービス事業所等を有する障害福祉サービス事業者等の特例

福祉・介護職員処遇改善計画書は、障害福祉サービス事業所等を複数有する障害福祉サービス事業者等（法人である場合に限る。）である場合や障害福祉サービス事業所等ごとの届出が実態に鑑み適当でない場合、当該障害福祉サービス事業者等が一括して作成することができる。また、同一の就業規則により運営されている場合に、地域ごとや障害福祉サービス等ごとに作成することができる。都道府県等（障害福祉サービス事業所等の指定権者が都道府県知事である場合は、都道府県、市町村長である場合は、市町村の圏域を越えて所在する障害福祉サービス事業所等を複数有する障害福祉サービス事業者等（法人である場合に限る。）についても同様とする。なお、この場合、添付書類１、添付書類２及び添付書類３を添付して、都道府県知事等に届け出なければならない。また、福祉・介護職員の賃金改善に係る経費については、当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含むものとする。

なお、複数の障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、当該計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等の一覧表を作成し、当該計画書に添付しなければならない。

④　その他

加算の目的や、算定基準イ（５）を踏まえ、労働基準法等を遵守すること。

４．加算の単位数

年度内に支払われる加算の単位数は、障害福祉サービス等報酬総単位数に、別紙１のサービス区分ごとに定める率を乗じて得た額（１単位未満の端数四捨五入）とする。

５．平成24年度当初の特例

特別加算の算定を受けようとする障害福祉サービス事業者等については、算定を受けようとする月の前々月の末日までに福祉・介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を都道府県知事等に提出すること。なお、当該事業所等であって、平成24年４月から算定を受ける場合は、平成24年４月末までに福祉・介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を都道府県知事等に提出すること。

６．準用

「第１　福祉・介護職員処遇改善加算」の「４．加算の見込み額の計算」「６．加算の停止」「７．都道府県知事等への届出」「９．都道府県知事等

への変更の届出」「10. 賃金改善の実績報告」の規定は福祉・介護職員処遇改善特別加算について準用する。ただし、「９. 都道府県知事等への変更の届出」については、キャリアパス要件等届出書に関する規定を除くものとする。また、「加算」とあるのは「特別加算」と読み替えるものとし、10の第三号、第四号及び第六号において「福祉・介護職員」とあるのは、「福祉・介護職員等」と読み替えるものとする。

別紙１

	福祉・介護職員 処遇改善加算	福祉・介護職員 処遇改善特別加算
居宅介護	１２．３％	４．１％
重度訪問介護	７．８％	２．６％
同行援護	１２．３％	４．１％
行動援護	１０．３％	３．４％
療養介護	１．４％	０．５％
生活介護	１．７％	０．６％
重度障害者等包括支援	１．０％	０．３％
共同生活介護	３．０％	１．０％
施設入所支援	２．８％	０．９％
自立訓練（機能訓練）	２．３％	０．８％
自立訓練（生活訓練）	２．３％	０．８％
就労移行支援	２．７％	０．９％
就労継続支援Ａ型	２．２％	０．７％
就労継続支援Ｂ型	２．１％	０．７％
共同生活援助	６．９％	２．３％
児童発達支援	３．１％	１．０％
医療型児童発達支援	５．９％	２．０％
放課後等デイサービス	３．３％	１．１％
保育所等訪問支援	３．２％	１．１％
福祉型障害児入所施設	２．５％	０．８％
医療型障害児入所施設	１．４％	０．５％

＊　短期入所（併設型・空床利用型）については、本体施設の加算率を適用することとし、短期入所（単独型）については、生活介護の加算率を適用する。

＊　障害者支援施設が行う日中活動系サービスについては、施設入所支援の加算率を適用する。

キャリアパス要件等の適合状況に関する区分
（福祉・介護職員処遇改善加算のみ）

①　３－（２）－③のキャリアパス要件及び定量的要件をすべて満たす対象事業者
②　３－（２）－③キャリアパス要件又は定量的要件のいずれかを満たす対象事業者
③　３－（２）－③キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たしていない対象事業者

別紙様式２

福祉・介護職員処遇改善計画書（平成　　年度届出用）

（　算定する加算　：　福祉・介護職員処遇改善加算　／　福祉介護職員処遇改善特別加算　）

事業所等情報

障害福祉サービス等事業所番号	

事業者・開設者	フリガナ			
	名　称			
主たる事務所の所在地	〒　　都・道府・県			
	電話番号		FAX番号	
事業所等の名称	フリガナ		提供するサービス	
	名　称			
事業所の所在地	〒　　都・道府・県			
	電話番号		FAX番号	

※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

(1)　賃金改善計画について（本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況（利用者数等）、人員配置状況（職員数等）その他の事由により変動があり得るものである。）

①	平成　　年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算見込額（総額）	円
②	賃金改善所要見込額（総額）	円

※②については法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むものとする。
※他の都道府県等に所在する複数の事業所等を一括して作成し、提出する場合は添付書類２及び添付書類３を添付すること。

賃金改善の方法について

③	賃金改善を行う給与項目	基本給、[　　] 手当、[　　] 手当、[　　] 手当、賞与（一時金） その他（　　）
④	賃金改善実施期間	平成　　年　　月　～　平成　　年　　月

※　④については原則各年４月～翌年３月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月を越えてはならない。

⑤　賃金改善を行う方法（一人当たりの平均賃金改善月額等についても可能な限り具体的に記載すること。なお、当該改善額は見込みかつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み、税引き前であるため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。）

（任意記載事項）賃金改善前の状況について記載されたい。

⑥	福祉・介護職員賃金総額（※）（月額平均）　円	⑦	一人当たり福祉・介護（※）職員賃金額（月額平均）　円

※　⑥及び⑦については、福祉・介護職員処遇改善特別加算を算定する場合は、福祉・介護職員以外に処遇改善の対象とする職種まで含めた金額を記入すること。

(2)　賃金改善以外の処遇改善について
（福祉・介護職員処遇改善加算の場合のみ。別紙様式６を作成している場合、記載を省略できる。）

平成21年４月以降に実施した（又は実施予定の）事項について必ず１つ以上に○をつけること。

処遇全般	賃金体系等の人事制度の整備　・　非正規職員から正規職員への転換　・　短時間正規職員制度の導入 昇給又は昇格等の要件の明確化　・　休暇制度、労働時間等の改善　・　職員の増員による業務負担の軽減 その他（　　）
教育・研修	人材育成環境の整備　・　資格取得、能力向上のための措置 能力向上が認められた職員への処遇、配置の反映 その他（　　）
職場環境	出産、子育て支援の強化　・　ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化 事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成　・　介護補助器具等の購入、整備等 健康診断、腰痛対策、こころの健康等の健康管理面の強化　・　職員休憩室、喫煙スペース等の整備 労働安全衛生対策の充実　・　業務省力化対策 その他（　　）
その他	

上記については、雇用するすべての福祉・介護職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

平成　　年　　月　　日　（法人名）
（代表者名）　　印

別紙様式２（添付書類１）

福祉・介護職員処遇改善計画書（事業所一覧表）

法　人　名	

都道府県名

障害福祉サービス等事業所番号	事業所の名称	サービス名
	届出る指定権者ごとに該当する都道府県等分のみ記載	

※　同一の障害福祉サービス等事業所番号で複数の障害福祉サービス等を実施している場合は、各サービス毎に記載すること。

ページ数	総ページ数
／	

別紙様式２（添付書類２）

福祉・介護職員処遇改善計画書（都道府県状況一覧表）

法　人　名	

都道府県	福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の見込額	賃金改善所要見込額	他都道府県事業所等の福祉・介護職員の賃金改善の原資として充当する見込額	他都道府県の事業所等で受けた加算額を原資として改善する見込額
北海道	円	円	円	円
青森県	円	円	円	円
岩手県	円	円	円	円
宮城県	円	円	円	円
秋田県	円	円	円	円
山形県	円	円	円	円
福島県	円	円	円	円
茨城県	円	円	円	円
栃木県	円	円	円	円
群馬県	円	円	円	円
埼玉県	円	円	円	円
千葉県	円	円	円	円
東京都	円	円	円	円
神奈川県	円	円	円	円
新潟県	円	円	円	円
富山県	円	円	円	円
石川県	円	円	円	円
福井県	円	円	円	円
山梨県	円	円	円	円
長野県	円	円	円	円
岐阜県	円	円	円	円
静岡県	円	円	円	円
愛知県	円	円	円	円
三重県	円	円	円	円
滋賀県	円	円	円	円
京都府	円	円	円	円
大阪府	円	円	円	円
兵庫県	円	円	円	円
奈良県	円	円	円	円
和歌山県	円	円	円	円
鳥取県	円	円	円	円
島根県	円	円	円	円
岡山県	円	円	円	円
広島県	円	円	円	円
山口県	円	円	円	円
徳島県	円	円	円	円
香川県	円	円	円	円
愛媛県	円	円	円	円
高知県	円	円	円	円
福岡県	円	円	円	円
佐賀県	円	円	円	円
長崎県	円	円	円	円
熊本県	円	円	円	円
大分県	円	円	円	円
宮崎県	円	円	円	円
鹿児島県	円	円	円	円
沖縄県	円	円	円	円
全国計	円	円	円	円

別紙様式２（添付書類３）

福祉・介護職員処遇改善計画書（市町村一覧表）（再掲）

法　人　名	

都道府県名

指定権者	福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の見込額	賃金改善所要見込額	他都道府県事業所等の福祉・介護職員の賃金改善の原資として充当する見込額	他都道府県の事業書等で受けた加算額を原資として改善する見込額
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
合　計	円	円	円	円

届出る指定権者ごとに該当する都道府県等分のみ記載

ページ数	総ページ数
／	

別紙様式３

平成●年●月●日

都道府県知事
市 町 村 長　●●　●●　殿

（法人名）
（代表者）　　印

平成●●年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算届出書

障害福祉サービス事業所等「　●●●●●　」（障害福祉サービス等事業所番号）（サービス名）に係る福祉・介護職員処遇改善（特別）加算に関する届出書について、別添のとおり、福祉・介護職員処遇改善計画書その他必要な書類を添えて届け出ます。

（添付書類）
・福祉・介護職員処遇改善計画書（別紙様式２）
・その他必要な書類（就業規則、給与規程、労働保険保険関係成立届等の納入証明書等）

別紙様式４

平成●年●月●日

都道府県知事
市 町 村 長 ●● ●● 殿

（法人名）
（代表者） 印

平成●●年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算届出書

別表の障害福祉サービス事業所等に係る福祉・介護職員処遇改善（特別）加算に関する届出書について、別添のとおり、福祉・介護職員処遇改善計画書その他必要な書類を添えて届け出ます。

（添付書類）
・福祉・介護職員処遇改善計画書（別紙様式２）
・その他必要な書類（就業規則、給与規程、労働保険保険関係成立届等の納入証明書等）

別紙様式５

福祉・介護職員処遇改善実績報告書（平成　　年度）

都道府県知事
市 町 村 長　　殿

①	平成　　年度分 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算総額	
②	加算による賃金改善実施期間	平成　　年　　月 ～ 平成　　年　　月
③	福祉・介護職員（※）常勤換算数（②の期間の総数）	
④	福祉・介護職員（※）に支給した賃金額 （②の期間の総数）	円
⑤	福祉・介護職員（※）一人当たり賃金月額（④÷③）	円
⑥	②の期間において実施した賃金改善の概要 （改善した給与の項目及びその金額等について具体的に記載すること）	
⑦	賃金改善所要額（⑥に要した費用の総額） （法定福利費等を含む）	
⑧	福祉・介護職員（※）一人当たり賃金改善月額（⑦÷③）	

※　①については、別紙様式５（添付書類１）により内訳を添付すること。
※　⑦については、積算の根拠となる資料を添付すること。（任意の様式で可。）
※　他の都道府県に所在する複数の事業所等を一括して提出する場合は、添付書類２及び添付書類３を添付すること。
※　福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定にあたっては、福祉・介護職員に加え、賃金改善を行ったその他の職種についてを含めて記載すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

平成　　年　　月　　日　　（法 人 名）

（代表者名）　　印

別紙様式５（添付書類１）

福祉・介護職員処遇改善実績報告書（事業所等一覧表）

法　人　名	

都道府県名

障害福祉サービス等事業所番号	事業所の名称	サービス名	福祉・介護職員処遇改善（特別）加算額
			円
			円
			円
			円
			円
			円
	届出る指定権者ごとに該当する都道府県等分のみ記載		円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円

※　同一の障害福祉サービス等事業所番号で複数の障害福祉サービス等を実施している場合は、各サービス毎に記載すること。

ページ数	総ページ数
／	

別紙様式５（添付書類２）

福祉・介護職員処遇改善実績報告書（都道府県状況一覧表）

法　人　名	

都道府県	福祉・介護職員処遇改善（特別）加算額	賃金改善所要額	他都道府県事業所等の福祉・介護職員の賃金改善の原資として充当する額	他都道府県の事業所等で受けた加算額を原資として改善する額
北海道	円	円	円	円
青森県	円	円	円	円
岩手県	円	円	円	円
宮城県	円	円	円	円
秋田県	円	円	円	円
山形県	円	円	円	円
福島県	円	円	円	円
茨城県	円	円	円	円
栃木県	円	円	円	円
群馬県	円	円	円	円
埼玉県	円	円	円	円
千葉県	円	円	円	円
東京都	円	円	円	円
神奈川県	円	円	円	円
新潟県	円	円	円	円
富山県	円	円	円	円
石川県	円	円	円	円
福井県	円	円	円	円
山梨県	円	円	円	円
長野県	円	円	円	円
岐阜県	円	円	円	円
静岡県	円	円	円	円
愛知県	円	円	円	円
三重県	円	円	円	円
滋賀県	円	円	円	円
京都府	円	円	円	円
大阪府	円	円	円	円
兵庫県	円	円	円	円
奈良県	円	円	円	円
和歌山県	円	円	円	円
鳥取県	円	円	円	円
島根県	円	円	円	円
岡山県	円	円	円	円
広島県	円	円	円	円
山口県	円	円	円	円
徳島県	円	円	円	円
香川県	円	円	円	円
愛媛県	円	円	円	円
高知県	円	円	円	円
福岡県	円	円	円	円
佐賀県	円	円	円	円
長崎県	円	円	円	円
熊本県	円	円	円	円
大分県	円	円	円	円
宮崎県	円	円	円	円
鹿児島県	円	円	円	円
沖縄県	円	円	円	円
全国計	円	円	円	円

※　本様式の作成にあたっては、積算の根拠となる書類を添付すること。

別紙様式５（添付書類３）

福祉・介護職員処遇改善実績報告書（市町村状況一覧表）（再掲）

法　人　名	

都道府県名

指定権者	福祉・介護職員処遇改善（特別）加算額	賃金改善所要額	他都道府県事業所等の福祉・介護職員の賃金改善の原資として充当する額	他都道府県の事業所等で受けた加算額を原資として改善する額
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
合　計	円	円	円	円

届出る指定権者ごとに該当する都道府県等分のみ記載

ページ数	総ページ数
／	

別紙様式６

キャリアパス要件等届出書（平成　　年度分）

事業所等情報

障害福祉サービス等事業所番号	

事業者・開設者	フリガナ			
	名　称			
事業所等の名称	フリガナ		提供するサービス	
	名　称			

(1) キャリアパスに関する要件について

（※）Ⅰを選択する場合は太枠内に、Ⅱを選択する場合は二重線枠内に記載すること。

次の内容についてあてはまるものに○をつけること。（Ⅰ・Ⅱのいずれかに該当していれば本要件を満たす。）

Ⅰ	次の①から③までのすべての要件を満たす。 ① 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。 ② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。 ③ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての福祉・介護職員に周知している。	該当　・　非該当
Ⅱ	次の④から⑥までのすべての要件を満たす。	該当　・　非該当

（要件Ⅱについて）上記①から③までのすべての要件に該当しない場合、次の事項について記載すること。

④	①から③までの要件をすべて満たすことのできない理由		
⑤	福祉・介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標		
⑥	⑤の実現のための具体的な取り組みの内容 （いずれかに○をつけること。）	ア	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。
		イ	資格取得のための支援の実施　※当該支援の内容について下記に記載すること （　　）

（注）⑥のアを選択した場合、本書に資質向上のための計画を添付すること。

(2) 平成２１年４月報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件について

（※）太枠内に記載すること。

① 平成２０年１０月から現在までに実施した事項について必ず１つ以上に○をつけること（ただし、記載するにあたっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と明らかに重複する事項を記載しないこと。）

処遇全般	賃金体系等の人事制度の整備　・　非正規職員から正規職員への転換　・　短時間正規職員制度の導入 昇給又は昇格等の要件の明確化　・　休暇制度、労働時間等の改善　・　職員の増員による業務負担の軽減 その他（　　）
教育・研修	人材育成環境の整備　・　資格取得、能力向上のための措置 能力向上が認められた職員への処遇、配置の反映 その他（　　）
職場環境	出産、子育て支援の強化　・　ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化 事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成　・　介護補助器具等の購入、整備等 健康診断、腰痛対策、こころの健康等の健康管理面の強化　・　職員休憩室、喫煙スペース等の整備 労働安全衛生対策の充実　・　業務省力化対策 その他（　　）
その他	

② ①に要した費用の概算額について

主たる経費の名称（例：委託費、人件費、物品購入費等）	
平成20年10月から現在までに要した費用の額	円

上記については、雇用するすべての福祉・介護職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

平成　　年　　月　　日　（法 人 名）

（代表者名）　　印